

糸島市教育大綱

～糸島市の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱～

令和4年3月策定
糸島市

1 はじめに

(1) 教育大綱策定の背景と趣旨

平成 27 年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めるものとされました。

本市では、地域の教育課題や目指すべき姿を明確にし、市民の皆様のご意向や地域の実情を反映した教育行政を推進するために、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」で協議を重ね、平成 27 年 4 月に「糸島市教育大綱」を策定し、計画期間の満了に伴い、平成 30 年 4 月に新たに大綱を策定しています。

現行の大綱の計画期間は、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間であり、今年度が最終年度となるため、令和 4 年度から令和 7 年度を計画期間とした教育大綱を新たに策定しました。

近年、家庭の生活環境や経済情勢をはじめ、地域コミュニティのあり方や人口問題等、教育を取り巻く課題は多様化かつ複雑化しています。

本市においては、令和 4 年度から組織機構改革が実施され、より現状に即した体制を整備することとなります。今後も必要に応じて関連部署や各種団体等がしっかり連携し、より効果的な施策を推進していく必要があります。

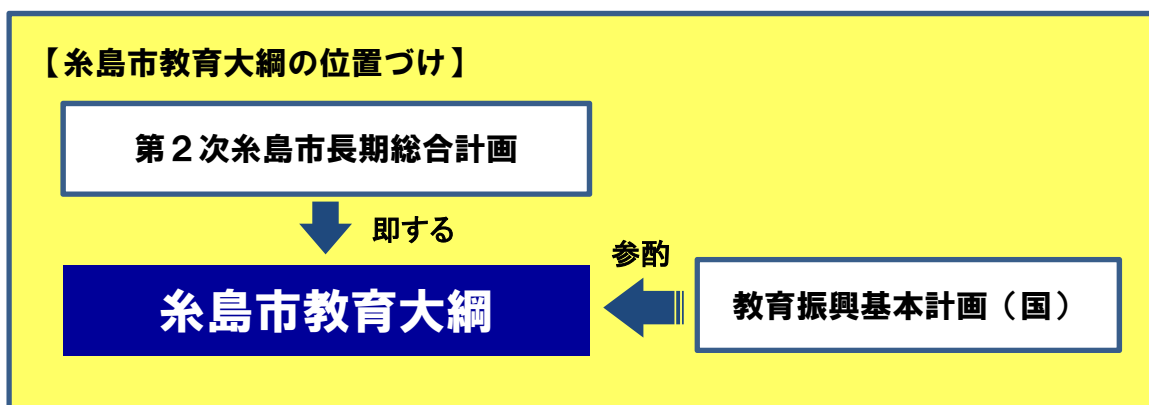
(2) 教育大綱の位置づけと構成

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。

大綱には、今年度からスタートした「第 2 次糸島市長期総合計画」に定める基本目標の達成に向け、重点的に取り組むべき基本施策の方向性や目標を示しています。

そのため、大綱の内容は総合計画に即するものとなっており、総合計画の教育分野を中心に、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿った形で構成しています。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、国の教育の基本方針である「教育振興基本計画」を参酌して策定しています。




(3) 教育大綱の計画期間

市長任期の4年間に合わせ、令和4年度から令和7年度までとします。

ただし、関連する計画の見直し、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、随時、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて見直すこととします。

【各計画の計画期間】

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第2次糸島市 長期総合計画	第2次糸島市長期総合計画（令和3～12年度）			
	上位計画 			
糸島市 教育大綱	糸島市教育大綱			

【参考】関係法令（抜粋）

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

■教育基本法

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 教育大綱の体系

(1) 基本目標

本市には、先人から受け継いだ素晴らしい自然、歴史・文化や産業があります。

糸島で育つ子どもたちが、こうした郷土糸島の素晴らしさを学びながら、将来、社会環境の大きな変化を乗り越え、たくましく生き抜いていくとともに、様々な分野でグローバルに活躍するための力を身につけることができるよう、豊かな教育を目指します。

また、子どもたちだけでなく、あらゆる世代の人々が「学び」を通してつながり、いつまでも生きがいと希望を持って暮らすことができるようなまちを目指します。

そのために、九州大学や地域の資源を活用しながら、地域全体で、子どもから高齢者まで全ての市民が、いつまでも「学ぶ喜び」「知識や経験を生かす喜び」を味わうことができる環境を作ります。

こうした独自の取組を市全体に広げることで「教育のブランド化」を実現します。

【基本目標】

教育がブランドとなる都市「いとしま」の創造

～糸島がもつ独自の強みを生かした、
生涯にわたる教育・学習の充実による人づくり～

(2) 重点目標

基本目標を達成するため、次に掲げる「重点目標」の実現に向けた取組を進めます。

重点1 歴史・文化を尊重し、郷土を愛する人づくり

重点2 未来社会を切り拓き、生きる力を育む

重点3 九州大学などとの連携による知的・人的資源の有効活用

重点4 家庭や地域、学校が一体となった教育環境の充実

重点5 安全・安心をより高め、しっかり支える教育環境の整備

重点6 誰もがいつまでも学び活躍できる環境づくり

3 重点目標達成のための方向性

重点目標を達成するため、次に掲げる方向性に基づいて取組を進めます。

(※各取組の下段には、総合計画における位置づけを掲載しています。)

重点1

歴史・文化を尊重し、郷土を愛する人づくり

◎自分が暮らす「糸島」の歴史や文化、風土などの素晴らしさを学ぶ機会をつくり、郷土愛の醸成と、郷土を誇りに思う人材を育成します。

◎文化や芸術の振興を通して、子どもたちの豊かな情操を育み、市民の生きがいをづくりを進めます。

【主な取組】

○糸島をはじめ世界の文化・芸術に親しむ活動により、豊かな心と表現力を育む

⇒基本目標 1-政策 2-施策 2「児童・生徒の学力や体力の向上」

○「いとしま学」を核とした郷土への愛着と誇りを持った糸島人の育成

⇒基本目標 1-政策 2-施策 2「児童・生徒の学力や体力の向上」

○文化・芸術に触れる機会の提供、市民の文化・芸術活動の支援

⇒基本目標 1-政策 3-施策 3「文化・芸術の振興」

○文化財の保存及び計画的・効率的な文化財の整備

⇒基本目標 1-政策 3-施策 3「文化・芸術の振興」

○無形民俗文化財の後継者育成や後世に伝承する取組の支援

⇒基本目標 1-政策 3-施策 3「文化・芸術の振興」

○地域の環境美化活動の支援及び環境教育の充実

⇒基本目標 6-政策 5-施策 1「豊かな自然環境の保全」

⇒基本目標 6-政策 5-施策 2「再生可能エネルギーの推進と循環型社会の形成」

【関連する SDGs の 17 のゴール】

- ・ SDGs 4 「質の高い教育をみんなに」
- ・ SDGs 11 「住み続けられるまちづくりを」
- ・ SDGs 12 「つくる責任 つかう責任」
- ・ SDGs 13 「気候変動に具体的な対策を」
- ・ SDGs 14 「海の豊かさを守ろう」
- ・ SDGs 15 「陸の豊かさも守ろう」

重点2

未来社会を切り拓き、生きる力を育む

- ◎社会環境の大きな変化を乗り越え、たくましく生き抜いていけるよう、成長段階に応じた質の高い教育を提供することで、自ら考え判断し、表現できる力を育みます。
- ◎GIGA スクール構想の実現に向けた「教育のデジタル化」や英語教育など、将来さまざまな分野でグローバルに活躍するために必要な教育を推進します。
- ◎道徳・人権教育を充実させ、社会性の基礎である規範意識、奉仕精神、人権意識の醸成を図り、自他の尊厳を認め合える心を育てます。

【主な取組】

○ICT 環境を整備し、児童生徒の個々に応じた最適な学習を推進

⇒基本目標 1-政策 2-施策 2「児童・生徒の学力や体力の向上」

○ICT 機器や英語を使用する機会を増やし、時代の変化に対応できる力を育成

⇒基本目標 1-政策 2-施策 2「児童・生徒の学力や体力の向上」

○不登校、問題行動、特別な配慮や支援を要する児童・生徒への対応など、状況に応じた体制づくりや関係機関との連携

⇒基本目標 1-政策 2-施策 3「特別支援教育の充実と楽しい学校生活の創出」

○同和問題、障がい者、高齢者、女性、子ども、性的少数者等の人権課題への取組

⇒基本目標 2-政策 3-施策 2「人権が尊重される社会の推進」

○子どもたちへの創業の魅力発信、関心の醸成による次世代の育成

⇒基本目標 5-政策 2-施策 1「未来を担う企業の創出と育成」

【関連する SDGs の 17 のゴール】

- ・ SDGs 3 「すべての人に健康と福祉を」
- ・ SDGs 4 「質の高い教育をみんなに」
- ・ SDGs 5 「ジェンダー平等を実現しよう」
- ・ SDGs 8 「働きがいも経済成長も」
- ・ SDGs 9 「産業と技術革新の基盤をつくろう」
- ・ SDGs 10 「人や国の不平等をなくそう」
- ・ SDGs 16 「平和と公正をすべての人に」

重点3

九州大学などとの連携による知的・人的資源の有効活用

- ◎学術研究都市として、九州大学の知的・人的資源を教育分野に活用し、学ぶことの楽しさを経験する機会や先進的な学習の創出を行います。
- ◎九州大学・中村学園大学・中村学園大学短期大学部・西南学院大学・福岡医療専門学校・相模女子大学・相模女子大学短期大学部との連携協定に基づき、知的・人的資源を十分に生かしていきます。

【主な取組】

○九州大学との連携等によるカリキュラム編成や授業改善の推進

⇒基本目標 1-政策 2-施策 2「児童・生徒の学力や体力の向上」

○協定締結大学等と人口減少地域をつなぐ仕組みの構築（若者の地域活動への参画）

⇒基本目標 2-政策 2-施策 2「多様な担い手の確保」

○行政課題や地域課題解決に向けた研究など、地域における知的資源の活用

⇒行政経営戦略-政策 1-施策 3「民間事業者や大学と連携した課題解決」

【関連する SDGs の 17 のゴール】

- ・ SDGs 4 「質の高い教育をみんなに」
- ・ SDGs 11 「住み続けられるまちづくりを」
- ・ SDGs 16 「平和と公正をすべての人に」
- ・ SDGs 17 「パートナーシップで目標を達成しよう」

重点4

家庭や地域、学校が一体となった教育環境の充実

- ◎地域全体が教育の場となるように、コミュニティ・スクールの取組などを通して、教育への市民参画の機運醸成や体制づくりを進めます。
- ◎家庭環境や経済的事情による教育格差の解消に向け、地域や学校、関係機関などと連携しながら支援を行います。

【主な取組】

○放課後児童クラブの計画的な維持・整備及び放課後子ども広場の設置

⇒基本目標 1-政策 1-施策 1「安心して生み育てられる環境の充実」

○各種制度の周知や活用支援によるひとり親家庭などの就労支援

⇒基本目標 1-政策 1-施策 1「安心して生み育てられる環境の充実」

○学校・家庭・地域の連携によるコミュニティ・スクールの取組の活性化

⇒基本目標 1-政策 2-施策 1「家庭や地域と連携した教育の充実」

○PTA や地域住民と連携した児童・生徒の学習支援、保育所・幼稚園・認定こども園や学校、地域と連携した活動促進による教育力の向上

⇒基本目標 1-政策 2-施策 1「家庭や地域と連携した教育の充実」

○地域、警察、行政、学校などの連携による、登下校時の見守り活動や小中学校の防犯対策の強化

⇒基本目標 3-政策 3-施策 1「地域の防犯力の向上」

○学校や警察、交通安全協会などと連携による、交通安全教育・啓発活動の充実

⇒基本目標 3-政策 3-施策 2「交通安全対策の強化」

【関連する SDGs の 17 のゴール】

- ・SDGs 1 「貧困をなくそう」
- ・SDGs 3 「すべての人に健康と福祉を」
- ・SDGs 4 「質の高い教育をみんなに」
- ・SDGs 5 「ジェンダー平等を実現しよう」
- ・SDGs 11 「住み続けられるまちづくりを」
- ・SDGs 16 「平和と公正をすべての人に」

重点5

安全・安心をより高め、しっかり支える教育環境の整備

- ◎老朽化が進む教育関連施設・設備の適正な管理を行うことで、教育環境の向上や安全性を確保します。
- ◎保育職や教育職の労働環境や勤務時間、健康管理などを意識した働き方改革に取り組んでいきます。
- ◎通学路などの安全点検を定期的実施しながら、安全対策を進めます。

【主な取組】

○県立特別支援学校の整備・開校を促進（特別支援教育環境の充実）

⇒基本目標 1-政策 2--施策 3「特別支援教育の充実と楽しい学校生活の創出」

○老朽化が進む校舎や体育館の大規模改造工事を計画的に実施

⇒基本目標 1-政策 2-施策 4「安全・安心に学習できる教育環境の整備」

○学校のトイレを和式から洋式へ計画的に改修するとともに、だれもが利用できる「みんなのトイレ」を計画的に整備

⇒基本目標 1-政策 2-施策 4「安全・安心に学習できる教育環境の整備」

○部活動支援員の配置や ICT の活用などによる、教育職の働き方の見直し

⇒基本目標 1-政策 2-施策 4「安全・安心に学習できる教育環境の整備」

○小中学校通学路などの危険箇所を中心に、歩道や防護柵の設置、カラー塗装などの安全対策の実施

⇒基本目標 6 政策 3-施策 2「道路などの安全対策とバリアフリー化」

【関連する SDGs の 17 のゴール】

- ・ SDGs 3 「すべての人に健康と福祉を」
- ・ SDGs 4 「質の高い教育をみんなに」
- ・ SDGs 9 「産業と技術革新の基盤をつくろう」
- ・ SDGs 11 「住み続けられるまちづくりを」

重点6

誰もがいつまでも学び活躍できる環境づくり

- ◎子どもから高齢者まで、あらゆる人が、学ぶことの喜びと、それを生かすことの素晴らしさを感じることができるよう、生涯学習の取組を広げます。
- ◎誰もが地域と関わりをもち、お互い支えあい、高めあうことができるよう、世代間交流の展開を図ります。
- ◎スポーツとふれあう場の提供や環境の充実を図り、協調性や創造性、思いやりの心を持った子どもたちを育成します。

【主な取組】

○学習機会や交流機会の拡大に取り組み、世代間交流を図る

⇒基本目標 1-政策 3-施策 1「生涯学習の推進とスポーツの振興」

○スポーツ少年団との連携などによるスポーツを通じて成長できる環境づくり

⇒基本目標 1-政策 3-施策 1「生涯学習の推進とスポーツの振興」

○新設する運動公園を核とした市民のスポーツ活動の積極的な支援

⇒基本目標 1-政策 3-施策 1「生涯学習の推進とスポーツの振興」

○図書館機能の充実や読み聞かせボランティアの育成による読書週間の定着

⇒基本目標 1-政策 3-施策 1「生涯学習の推進とスポーツの振興」

○さまざまな体験活動を通じたジュニア・リーダーなどへの成長環境の充実

⇒基本目標 1-政策 3-施策 2「青少年の健全育成」

○青少年の健全育成に寄与するイベントや講座、居場所づくりなどの取組支援

⇒基本目標 1-政策 3-施策 2「青少年の健全育成」

○ボランティアに関心を持ち、活動に参加するきっかけづくりの取組を展開

⇒基本目標 2-政策 1-施策 2「NPO・ボランティアの育成」

【関連する SDGs の 17 のゴール】

- ・ SDGs 4 「質の高い教育をみんなに」
- ・ SDGs 8 「働きがいも経済成長も」
- ・ SDGs 11 「住み続けられるまちづくりを」
- ・ SDGs 17 「パートナーシップで目標を達成しよう」